

訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険(予防給付)の法定利用料に基づくものとします。

料金表

項目		サービス 1 回当たりの料金					チェック
		所要時間及び内容	利用単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額	
①基本額		20分未満	303単位	316円	632円	948円	
*負担額は地域単価をかけて円に換算した目安です。 一ヶ月の合計単位数で計算した場合には誤差が生じます。 *理学療法士等の訪問は、20分を1回として計算します。		30分未満	451単位	470円	940円	1410円	
		30分以上 1時間未満	794単位	828円	1655円	2482円	
		1時間30分まで	1090単位	1136円	2272円	3408円	
		理学療法士等の訪問 1日20分 (開始13か月目以降)	284単位 (279単位)	296円 (291円)	592円 (582円)	888円 (873円)	
		理学療法士等の訪問 1日40分 (開始13か月目以降)	568単位 (558単位)	592円 (582円)	1184円 (1163円)	1776円 (1745円)	
②加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	訪問看護事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上である	6単位/1回	7円	13円	19円	
	緊急時介護予防訪問看護加算 (Ⅰ)	利用者・家族などから電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行う	600単位/月	626円	1251円	1876円	
	初回加算 (Ⅰ)	利用者が過去二月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護含む）の提供を受けていない場合かつ、病院・診療所等から退院した日に訪問看護が入った場合	350単位/月	365円	730円	1095円	
	初回加算 (Ⅱ)	利用者が過去二月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護含む）の提供を受けていない場合算定	300単位/月	313円	626円	938円	
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に定期的に訪問した場合	所定単位数×25%				
	深夜加算	深夜(22時～翌6時)に定期的に訪問した場合	所定単位数×50%				
特別管理加算Ⅰ		・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	500単位/月	521円	1042円	1563円	

② 加算	特別管理加算Ⅱ	①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態	250単位/月	261円	521円	782円	
	退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院、入所の方 に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600単位/月	626円	1251円	1876円	
	長時間訪問看護加算	特別管理加算を算定する利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定	300単位/回	313円	626円	938円	
	複数名訪問看護加算	1人で看護を行うことが困難な場合、2人以上で看護を行った場合算定	30分未満 254単位	265円	530円	794円	
			30分以上 402単位	419円	838円	1257円	

保険外サービスの費用

項目	説明	金額	チェック
その他の費用 (交通費)	当事業所の通常の事業の実施地域（大磯町、二宮町、伊勢原市、厚木市、秦野市、平塚市、中井町、小田原市）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問看護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。 自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えてから1kmごとに25円お支払いいただきます。	実費	
死後の処置	ご家族の希望があれば自費にて死後の処置を実施	12000円	